

国名変遷の基本問題：倭国・扶桑国・日本国の関係

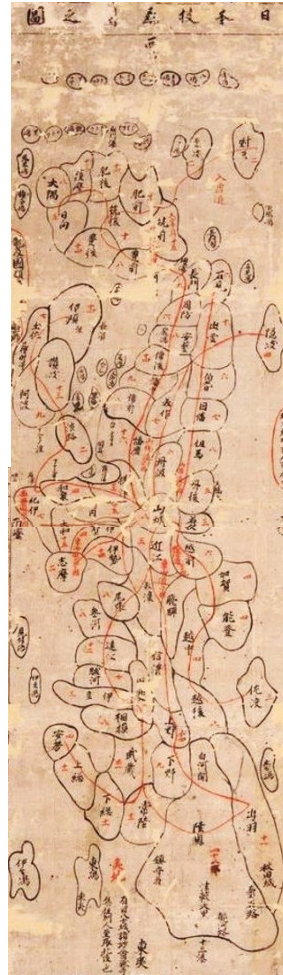
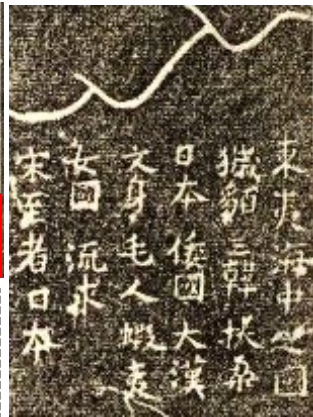
【本日の基調報告の内容】

- ①国号「日本ヤマト」の起源
『釈日本紀』開題の内容をめぐって
- ②記紀の中の「倭」と「日本」の用例分析
「倭→日本」の単純書換えと非書換えの関係
- ③“扶桑国=関西(ヤマト王権)”説について
赤松文之祐氏・いき一郎氏の説は成立しない!
- ④旧新両唐書の“国名変更”解説の再検討
“併合関係の逆転”に関する新視点など

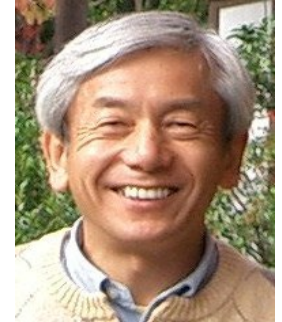


東夷海中之國
濊貊三韓扶桑
日本倭國大漢
文身毛人蝦夷
女國流求
宋至者日本

華夷図部分(十二世紀西安碑林博物館蔵)



日本扶桑國之圖(十五世紀頃広島県立歴史博物館蔵)



谷本 茂
たにもと しげる

【発表者 自己紹介】

1953年 広島県豊田郡瀬戸田町(現尾道市)生れ
1976年 京都大学工学部 電気工学科 卒
以後、外資系計測器企業に長年勤務後、
2011年～ エレガントライフ(株) 代表取締役
日本科学史学会、日本書紀研究会、風土記研究会などに所属。歴史地理を中心に多角史観の立場から東アジアの古代史を研究している。文献史学と考古学の協調を目指して新しい視点から紀元前3世紀～8世紀の古代史を見直し中である。

国号「日本^{ヤマト}」の起源

- 『日本書紀』には、呼称起源の説明無し！
☞音(訓よみ)の注釈で、“日本＝ヤマト”と指示している。
- 『釈日本紀』(卜部兼方 13世紀末頃)[卷一 開題]には、神武天皇のヤマト(大和地域)入植から“全国統治”が開始されたという主張に沿って、地域名を国号にしたとする国号起源説が紹介されている。(※実際の日本国号使用は7世紀後半から)
☞「我国は何故単独に大和^{ヤマト}国を採用して国号としたのかと問う。解説していうには、磐余彦^{イハレヒコ}天皇[神武天皇]が天下を定め、大和^{ヤマト}国に至って王業が初めて成就した。これにより王業成就の地域名を国号としたのである。これは周の成王が成周において王業を定め、それにより国号を周としたのと同様である」
※記紀伝承を受容した解説！他に、ヤマト(耶麻止)の音の起源を憶測している。
- 金石文にみる“日本(倭)”：「井真成墓誌銘」に「国号日本」
☞現存石刻資料の中で日本の国号を“日本”と記述した最古の例。
※井真成いノまなり(699年～734年)[墓誌は陝西省西安市で2004年4月に発見]

(スナハチ大日本豊秋津洲ヲウム)
廼生大日本豊秋津洲
日本此云耶麻騰下皆效此
日本コレヲバヤマトトイフシモハミナコレニナラヘ
【日本書紀・卷一 神代上】



古事記・日本書紀 中の「倭」と「日本」

『古事記』の「倭」と「日本」

項目	件数	
倭	68	
うち 大倭	14	21%
うち 倭國	2	3%
日本	0	

『日本書紀』の「倭」と「日本」

項目	件数	
倭	189	
うち 大倭	16	8%
うち 倭國	26	14%
うち 大倭國	4	2%
日本	226	
うち 大日本	33	14.6%
うち 日本國	16	7%
うち 日本府	35	15.5%

『古事記』大倭：14件 内訳	件数	『日本書紀』の対応する記述	件数
大倭豊秋津嶋	1	大日本豊秋津洲	6
大倭日子鉏友 命	3	大日本彦耜友 尊/天皇	9
大倭帯日子國押人命	2	日本足彦國押人 尊/天皇 ?	(8)
大倭根子日子賦斗邇 命	3	大日本根子彦太瓊 尊/天皇	8
大倭根子日子國玖琉 命	3	大日本根子彦國牽 天皇	8
大倭國	1	大日本國 [*対応しない?]	1
白髪大倭根子命	1	白髪武廣國押稚日本根子 天皇 ?	(3)
小計	14	大日本人	1

小計 33

「倭」の対応関係

『古事記』	件数	『日本書紀』の対応する記述	件数
神倭伊波禮毘古 命	7	神日本磐余彦 尊/天皇	12
神倭伊波禮毘古 天皇 神倭天皇		神日本磐余彦 火火出見 尊/天皇	
倭飛羽矢若屋比賣	1	倭迹迹稚屋姫命	1
倭日子命	2	倭彦命	3
倭比賣命	6	倭姫命	10
倭建命	13	日本武尊	35
倭男具那 命 倭男具那 王	2	日本童男をくな	2
倭建御子	1	日本武皇子	2
(三尾君加多夫之妹) 倭比賣	1	三尾君倭媛	1
倭國造	1	倭國造 大倭國造	3
倭漢直	1	倭漢直	7
倭根子 命	1	稚倭根子 皇子	2
若倭根子日子大毘毘 命	3	稚日本根子彦大日 尊/天皇	7
倭國	2		
地名の倭 (所在不明確地を含む)	13		

小計 54

【一般的な傾向】
 古事記→日本書紀：
 大倭 → 大日本/日本
 倭 → 日本/倭
 ※日本全体および
 天皇(と倭建命)に
 関する呼称を倭→
 日本と書き換え。
 ☆大和地域に関する
 事項は倭のまま。

古事記・日本書紀の中の「倭」と「日本」

※ 「ワ」の字音：古事記では「和」
[万葉仮名] 日本書紀では「倭」

○古事記に“倭”の訓は明示されていないが、やまとか。

cf. 夜麻登登母母曾毘賣命 ⇄ 倭迹迹日百襲姫命[紀]?

○古事記に“日本”表記は無い。

○古事記の「ワ」音 = 「和」。

◇日本書紀の“倭”の訓も明示されていないが、やまとか。

◇日本書紀の“日本”は やまと。

◇日本書紀の「ワ」音 = 「倭」

◇記の“(大)倭”を紀では、(天皇及び倭建命の名称を主に)全日本に関するものを“(大)日本”に書換えているようである。 ※両書に“大和”の用例無し

『日本書紀』の「倭」の用例分類

項目	件数	(%)
「ワ」の字音(万葉仮名)・「ワ」音表記	27	14.3%
「倭文しとり」訓・当て字	5	2.6%
注記：外国史書、伊吉博徳書からの引用： 倭、大倭、倭國、別倭種 など	11	5.8%
倭京、倭都	9	73.5%
倭國造、大倭國造	3	
倭～部、倭漢～、倭直～、大倭直～	28	
倭迹迹日百襲姫命	4	
倭迹迹姫命	4	
倭姫命	10	
倭～姫、倭～媛、倭～女 など	7	
倭彦命	3	
倭彦王	2	
倭子連、大倭連、倭君、倭～彦、倭俗宿禰 など	6	
稚倭根子皇子	2	
明神御宇日本倭根子天皇、明神御大八洲倭*[日本]根子天皇	2	
倭大國魂神	3	
倭屯田、倭蔣代屯倉	6	
確実に大和地域を意味する倭、大倭、倭國、大倭國	50	
(所在不明確地を含む)呼称・地名を示す 倭、倭國	7	3.7%

※ 流布本記載「大倭木満致」(第十卷 応神紀 二十五年の条) の「大倭」を含めずに集計した 合計 189

“扶桑国＝関西(ヤマト王権)”説について

☆1960年代までは白鳥庫吉説(「扶桑国について」1918年白鳥庫吉全集9[岩波書店 1971年刊])により梁書の扶桑国伝は偽情報とされ真摯に研究されなかった。1970年代以降、梁書の扶桑国は関西に存在したという説が提起された。赤松文之祐「扶桑国論」(『現代の眼』1977年4月号)「中国史書にみる国号問題の源流」(『現代の眼』1982年1月号)いき一郎氏の著書(次頁)

👉 まず、梁書(629年頃成立)の東夷伝を解読する。

【仮説1】 右記 3つの里単位は“短里”(80m弱)
【仮説2】 扶桑国の情報は 5世紀末～6世紀初頭のものなので、二万余里は通常里(1里≒530m)と考える 【私見】

7,000里余≒600km前後、5,000里余≒430km前後
20,000里余≒12,700km前後 と想定しうる。

- ◇ 「文身国」は記紀の“越こし国”に相当する領域
- ◇ 「大漢国」は記紀の“東あづま国”に相当する領域(関東平野、上毛・下毛を含む)
- ◇ 「扶桑国」はメソアメリカ領域と推定可能

※何故『梁書』(7世紀前半に成立)に“短里”の地理的情報が存在するのか? 📖 とても興味深い課題を提起する!

古田武彦記念 古代史セミナー2023「倭国から日本国へ」2023年11月12日(日)
「国名変遷の基本問題：倭国・扶桑国・日本国の関係」 谷本 茂

上古の中国伝承：扶桑は東方の果てにある巨木。
また、それが生える場所。

- 『梁リョウ書』 倭・文身国・大漢国・扶桑国
- 倭…去帯方万二千余里 大抵在会稽之東
 - 文身国は倭国の東北七千余里にある。
 - 大漢国は文身国の東五千余里にある。
 - 扶桑国は大漢国の東二万余里にあり、その土地は中国の東にある。

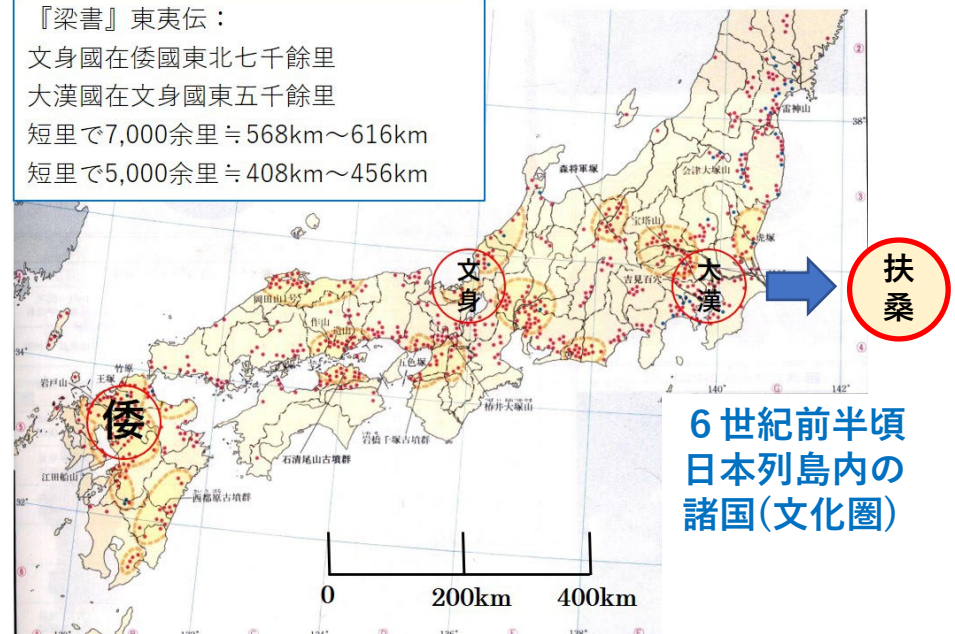
『梁書』東夷伝：

文身國在倭國東北七千餘里

大漢國在文身國東五千餘里

短里で7,000余里≒568km～616km

短里で5,000余里≒408km～456km



“扶桑国 = 関西(ヤマト王権)”説について

※いき一郎氏の『扶桑国は関西にあった』(葦書房 1995年)は梁書の地理情報(里数値を含む)の**新解釈**から赤松文之祐氏の仮説を補強する目的で記されたものといえる。

- ◇ 『梁書』東夷伝の里数：全て“短里”で理解する。
- ◇ 「扶桑国」への“二万余里”も“短里”である。
(二万余里(短里) ÷ 1,500kmとみなす)
- ◇ 「大漢国」は『梁書』記載の“大漢国”ではなく、中国本土のことと読み替える。従って、**倭 = 九州**、**扶桑国 = 関西** と考えられる。(右図を参照)

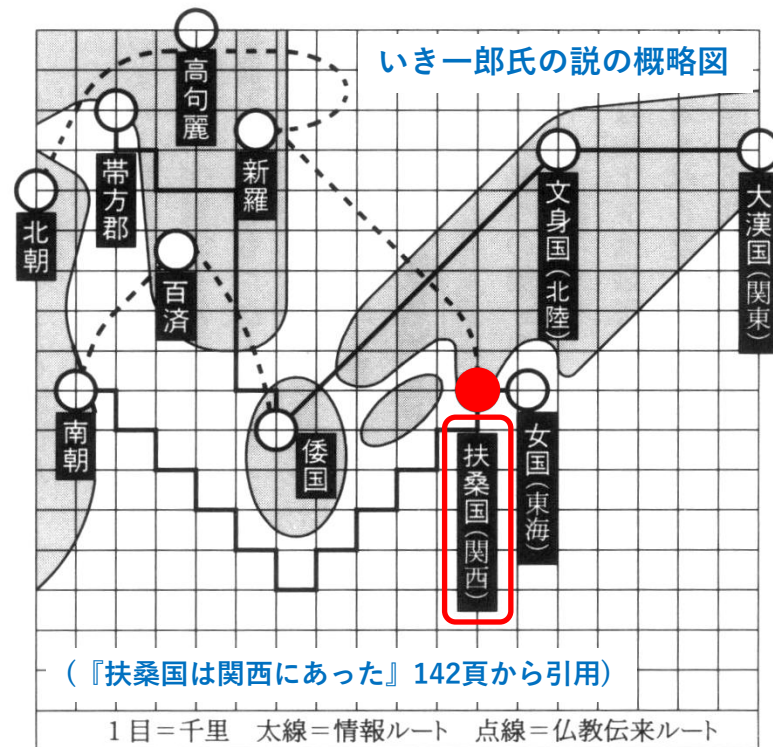
👉 この読み方には無理がある。本文に“中国”が出現している！「大漢国」≠「中国」である！
赤松氏／いき氏の説は成り立たない 【私見】

【私見】扶桑国が環太平洋文化圏の一端に位置し、東アジアの諸領域と交流していたという仮説 → 新しい歴史像を提示する！

- ※ 日本国の自称として「扶桑」を用いた古い用例：『日本三代実録』貞観元年[859年]六月二十三日条(渤海国との交流記事の中に自称「扶桑」が初出) * 『扶桑集』(10世紀末成立：紀齊名きのただな撰の漢詩集)
- * 『扶桑略記』(11世紀後末頃[1094年頃]成立：僧 皇円 著 日本の通史)

以後、鎌倉～室町時代：日本扶桑国之図(14世紀中頃～15世紀写本) 江戸時代：『扶桑隱逸伝』(1664年 江戸時代の伝記)、
『扶桑拾葉集』(1689年 江戸時代中期の詞文集)、『扶桑画譜』(1735年 江戸時代中期の絵画集)、『扶桑名所名物集』(1857年頃 江戸時代末期のガイドブック) 他多数

※ 現代中国・日本では「扶桑」は日本の別称／雅名という認識



旧新両唐書の“国名変更”解説の再検討

『通典』185 邊防一・序の注：李淳風(602年～670年)云「又歴代史 倭國一名日本 在中國直東 扶桑國 復在倭國之東 約去中國三萬里 蓋近於日出處」とある。7世紀中葉には 扶桑国は倭国の東にあり中国から約三万里離れているとの認識。この時期に「扶桑国＝日本」という認識は唐側にはない。

『旧唐書』倭国伝 日本国伝 (945年成立)

- ①倭国は古いにしへの倭奴国である。…(中略)…
四面小島、五十余国は皆これに付属する。
- ②日本国は倭国の別種である。
- ③その国は日の出る所に近いので日本をもって国名にしている。
- ④或あるひとは、倭国が自ら「倭」の名が雅やかでないのを嫌って、改めて日本とした、という。
- ⑤或あるひとは、日本はもと小国であったが倭国の地を併合したのだ、という。
- ⑥日本の人で入朝する者は、多く尊大で、事実をもって対応しないので中国はこれ*を疑っている。
- ⑦また、日本国の界さかいは、東西南北 各々数千里あり、西界・南界はみな大海に至り、東界・北界には限りとなる大山があり、山の外は毛人の国である、という。 [*彼らの言う事]

『新唐書』日本伝 (1060年成立) [日倭→日本と表記した]

- ①日本は古いにしへの倭奴である。…(中略)…
左右に小島が五十余あり、皆みずから国を名のり、日本に臣従している。 [(2)に対応する記述無し]
- ④咸亨カンコウ元年[670年]より後に、(日本人は) 徐々に夏音[中国の言葉]を習うと「倭」という名を嫌って、更あらためて「日本」と名のった。
- ③日本からの使者は、自ら、日本は日の出る所に近いので「日本」を国号としたのである、という。
- ⑤或あるひとは、日本は(もとは)小国であって、倭に併合されたが、(倭国は)その国号[日本]を借りたのである、ともいう。 [旧唐書の(5)とは併合関係が逆：通説 ？]
- ⑥(日本の)使者は実情を述べなかつたので、(唐側は)疑わしくおもっている。 [通説の理解 大いに疑問あり]
- ⑦また、日本の国都は数千里四方であると誇大に偽り、(日本国界は)南西は海に達し、東北は大山が限りとなり、その外側には毛人がいる、という。

旧新両唐書の“国名変更”解説の再検討

小林敏男氏は『日本国号の歴史』（吉川弘文館 2010年刊）において種々検討された結果、“結局、『新唐書』において日本国と倭国の併合関係が『旧唐書』とは違って逆転しているのはよくわからないといわざるをえない”[105頁]とされている。

※ 新唐書の記述⑤⑥に関して、従来の解釈は原文の誤読ではないかと思われる。以下⑤への私見の概略を記す

- ⑤或云 日本乃小國 為倭所并 故冒其號 → 『東アジア民族史2』（東洋文庫283 平凡社 1976年刊）の現代語訳を下に示す
或いは、“日本は[もとは]小国であって、倭[国]に併[合]されたが、[倭国は]その[国]号を借りたのである”ともいう。👉 この読み方だと、その[国]号とは「日本」ということになる。倭に併合された日本ではあるが、倭は併合した日本の号をかりて“日本”と称するようになったことになるが…？ この解説への疑問は、(a)小国の日本が倭に併合された結果として[大国のはずの]倭が小国の日本号を借りる(冒おかす)という状況は理解しがたい。(b)文脈上日本が主語の文章において途中から倭が主語になる読み方は不自然である。👉 重大な誤解があるのでは？

⑤の原文解釈の再検討については10頁【参考文献B】を参照のこと。原文再検討の結果として：

- 👉 日本 乃小國 為倭所并故冒其號 は 日本はかつて小国であったが、倭が並存するゆえに、
(従来👉)為倭所并 故冒其號 [日本は]その号[倭]を偽って名のっていたのである。(α)

(α)の解釈が妥当であれば、日本ヤマトは小さい段階で倭と並存していた時期があり、“倭”という国号を対中国用に偽って使用していた。しかし現在(8世紀)では“日本”と表記し(国内では)ヤマトと訓よむ、という認識が存在したとみてよい。👉 古事記の記述(7世紀前半まで)は、ヤマトを“倭”と表記し、日本書紀編纂時点(8世紀初頭)では、概して「全日本」のヤマトを倭→日本、大和地域のヤマトは倭のまま、という書換えを記→紀の間で行なったものと想定しうる。

【参考資料A】 両『唐書』の倭から日本への国号変更 関連原文

◇『舊唐書』：

- (1) 倭國者古倭奴國也 去京師一萬四千里 在新羅東南大海中 依山島而居 東西五月行 南北三月行 世與中國通 其國居無城郭 以木洲柵以草為屋 四面小島五十餘國皆附屬焉 … (中略) …
- (2) 日本國者倭國之別種也 (3) 以其國在日邊故以日本為名 (4) 或曰倭國自惡其名不雅改為日本 (5) 或云日本舊小國併倭國之地 (6) 其人入朝者多自矜大不以實對 故中國疑焉 (7) 又云其國界東西南北各數千里 西界南界咸至大海 東界北界有大山為限 山外即毛人之國

◇『新唐書』：

- ① 日本 古倭奴也 去京師萬四千里 直新羅東南 在海中 島而居 東西五月行 南北三月行 國無城郭 聯木為柵落 以草茨屋 左右小島五十餘 皆自名國 而臣附之 … (中略) …
- ② [舊唐書の(2)に対応する記述無し]
咸亨元年 遣使賀平高麗 [←『冊府元龜』970 外臣部 朝貢三 では「倭國王遣使 賀平高麗」とある]
[『三国史記』新羅本紀には「文武王十年[670年] 十二月条：倭國更号日本 自言近日所出以為名」とある]
後稍習夏音 惡倭名 更號日本 [舊唐書の(4)に対応する記述] ※咸亨_{カンコウ}元年是670年・庚午年
- ③ 使者自言 國近日所出 以為名。
- ④ [後稍習夏音，惡倭名，更號日本]
- ⑤ 或云日本乃小國為倭所并故冒其號
- ⑥ 使者不以情故疑焉
- ⑦ 又 妄誇(夸)其國都方數千里 南西盡海 東北限大山 其外即毛人 云

【参考資料B】『新唐書』記述⑤⑥に関する原文解釈の再検討－概略－

- ⑤ 或云日本乃小國為倭所并故冒其號 → 従来の区切り方：或云 日本乃小國 為倭所并 故冒其號 とする。[日弁→日本と表記した]「爲A所B」の文型は「AのBするところとなる」と読んで、誰か(A)に何か(B)をされる、との受身の意味をあらわす。したがって、従来、“倭の并あわすところとなり、故に…”と理解したのである。しかし、以下の様な疑問点が湧いてくる。
- ① 「爲」を「ナス／ナル」の意ではなく → 「～ノタメ」とは解せないか？（文型が「爲A所B」とは異なるのではないか？）
- ② 「并」を併合へいごうの意味でなく → 「並ならぶ」（並存）の意味に解せないか？（辞書には2つの意味がある。旧唐書は「併」）
- ③ 「冒」を「オカス(ヲカス)」と読むと意味が曖昧にならないか？『学研漢和大字典』894頁に「冒」の第一義は、<動詞>おおう(おほふ)[漢文訓読では「おかす」と読むことがある]；上にかぶせて覆い隠す。また、上にかぶる。そして、「かぶる」の義で、**【冒名】【冒姓】【冒稱】**：他の姓名を偽ってなごること [他人の姓・名をかぶるの意] の諸用例が示されている。ちなみに、
- ④ 「乃」：同26頁：ずばりと割り切らず、間をおいてつなげる気持ちをあらわすことば。そこでやっど。やむなく。とある。
→漢文の文型として為倭所并故冒其號に「C₁爲₂D₁故₁」（「CハDノタメノユエニ」）[CはDであるからして(の理由で)、]を適用すると、#日本すなわち小国は、倭が並ぶ(ところの)ためのゆえに、その号[倭]を冒おかせり#となるはずである。
- ※文法書[『新版 漢文解釈辞典』(国書刊行会 2005年刊) 585～587頁]によれば、「～₂爲₂～₁故₁」（「…ハ…ノタメノユエニ」）は、「～₂以_{2テ}～₁故₁」（「…ハ…ノユエヲモツテ」）と同意である。すると、文意はより明確になり、#日本はかつて小国であったが、倭が並存するゆえに、[日本は]その号[倭]を冒おかした[偽って名のっていた]のである#(α)となるであろう。

⑥ 使者不以情 故疑焉 → 『東アジア民族史2』(東洋文庫283 平凡社 1976年刊)の現代語訳：

使者は実情[を述べ]なかったので、[中国側では]疑わしくおもっている。👉 従来の解釈

※従来の理解は、「疑」の主語が「中国側」とであると補って理解するのであるが、文脈上、相当無理がある。不以情故疑焉：“焉”は代名詞(コレ)、“不”は“疑”にかかり、「不以情故…」は漢文の常用文型にある“[否定詞]以～故…”を適用して、“情のゆえをもって…せず”と解釈すべきである。つまり、使者は情のゆえをもってこれを疑わず(β)の意となろう。“不…疑”の主語は(中国側ではなく)使者。**【私見】つまり『旧唐書』の(6)と字面は似ているが、『新唐書』の⑥の意味は(6)とは全く異なる！それを従来は、強引に(6)と対応するように文法的／文脈的に無理な読解をしていたのではなからうか？**

また、『旧唐書』の(6)に“実”とあるところが、『新唐書』の⑥には“情”となっていて、従来は“情”を実情の義と解して“実”と同じ意味とみなしていた。しかし、この“情”は(情理あるいは心情のような)気持ちの義[学研漢和大字典 477頁]であろう。両記述の比較：

【旧唐書】(6)其人入朝者 多自矜大 不以實對 故中國疑焉 ※両者は、構文的には異なる文章構造である。“不”が“對”に係るか

【新唐書】⑥使者 不以情故疑焉。 または“疑”に係るかにより、意味が大きく異なってくる。